

日時・場所	令和7年4月28日（月）9時00分～ 庁議室
出席者	櫻本市長、北脇教育長、辻議会事務局長、井狩政策調整部長、小池政策調整部政策監、川尻総務部長、西村市民部長、井出健康福祉部長、北田健康福祉部政策監、駒井健康福祉部政策監、布施都市建設部長、中塚環境経済部長、田中教育部長、事務局

1. 開会

<市長指示事項等>

- ・先週は各部局に対し第2次野洲市総合計画実施計画に係るヒアリングを行い、良い話し合いができたと思う。その際に、私の方から指示を出した事項については、今後、サマーレビューの前後で協議をお願いする。
- ・先週の部長会議で国スポ障スポのPRについて、可能な範囲で協力していただきたいと申し上げたが、一方で、各部局は様々な方が来訪される国スポ障スポを利用し、主に関係人口の増加を目的にまちのPRにもつなげてほしい。
- ・今年度から広報秘書課内にシティプロモーション係を設けた。中でも、まちの魅力を発信するツールとしてYouTube動画があるが、本市は県内で唯一作成していないことから、必要最低限の発信を行う。なお、プロモーションに関しては主として広報秘書課で企画するが、各部局の中でも情報提供や企画があれば提案してほしい。

2. 議題

【報告事項】

①令和8年度予算施策に向けた国県要望に係る要望事項調書の作成について

令和8年度の国・県の施策ならびに予算編成に対する本市の重点要望活動等について、要望事項調書の作成を依頼する。

→特に意見・議論等はなかった。

②令和7年度野洲市庁議に関するガイドライン について

令和7年度の組織再編等に伴い、野洲市庁議に関するガイドラインを一部変更したので報告する。

<意見>

- ・審議事項と報告事項の分類の違いについては、各部によって認識が明確ではない。
- ・報告事項であってもこの場で意見をもらうのであれば審議事項ではないか。報告事項はもっと限定されるものではないか。
- ・庁議は補助機関であり、政策に係る決定権は首長にある。ついては、行政事務の遂行に当たっては文書主義であることから、報告事項は既に決裁されたものであり、報告事項のみであれば会議を開催する必要はないのではないかと。庁議が形骸化しないようにする必要がある。
- ・市長の政策をよりブラッシュアップをする議論を行う場が庁議であると考えており、その庁議を運営するためのガイドラインは大変重要である。
- ・報告事項と審議事項の整理について、条例制定改廃の案件では、報告事項は国の法改正に関

連するもの、審議事項は政策的判断を要するものと考えられ、案件をどちらの事項にするかは各部長の判断が大きい。

<共有>

- ・本件は組織改編による事務局表記等の変更のみを変更点としている。
- ・報告事項は各部の決定事項を報告するもの、一方で審議事項は庁議を経て決裁を行い決定するもの。この報告事項と審議事項との区別については、部内会議や総合調整会議での議論を踏まえ各部で判断したものになっており、令和7年度も前年度までの流れを踏襲していくが、課題の整理も必要である。

③「野洲市行財政改革推進プラン」の進捗状況報告について

令和6年度末時点における重点的取組事項の進捗と目標の達成状況について報告する。

<共有>

- ・説明資料「「行財政改革推進プラン」重点的取組事項」中、⑦公共施設の統廃合も含めた機能のあり方の見直しの「大型共同作業所有効活用（後掲）」と⑧資産の有効活用による歳入確保・歳出削減の取組の「市有財産の民間貸付・有効活用」との表記について、整合を図るよう修正する。

3. 次回部長会議の予定

5月2日（金）9時00分～ 庁議室

4. 閉会
